

仕 様 書

仕様書番号 御建都工第 8-2 号

工 事 名 板良住宅屋根塗装工事

「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」

（国土交通省大臣官房官庁営繕監修）による。

特記仕様書 1（塗装工事）

1 適用

本特記仕様書は、御嵩町建設課の発注する「板良住宅屋根塗装工事」契約に適用する。

2 保証期間

受注者は施工後 3 年間、発錆・剥離による塗膜の破損について無償で保証すること。

3 工事予告と粉塵・塗料飛散防止

受注者は塗装工事に伴い、付近住民に対して予告を行うこと。また、素地ごしらせ時の粉塵防止・塗装作業時の塗料飛散防止に努めること。

4 交通規制

受注者は塗装工事に伴い交通規制を行う場合は、道路使用許可を受けるとともに、付近住民に対し十分な予告をすること。

5 外部足場

外部足場は単管一本足場及びくさび緊結式足場とする。詳細は設計書第 1 号内訳書のとおり。

6 工程毎の工種

下地調整	R B 種とする。
錆止め塗料塗り	B 種とする。
耐候性塗料塗り	B 種とする。

特記仕様書 2

1. 妨害又は不当要求に対する通報義務

①受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

②受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、御嵩町に履行期間の延長変更を請求することができる。

2. 入札参加資格に関する事項

御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。

3. その他

落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

4. 誓約書の提出

受注者は、暴力団関係者でないこと、暴力団関係者であるとの疑義が生じた場合に御嵩町が可児警察署に照会することに承諾し、確認できた情報を今後の契約等における身分確認に利用することに同意する旨の誓約書を契約締結時に提出すること。ただし、誓約書は一度提出されれば良いものとし、以後御嵩町と契約を行う場合は提出を不要とする。

御嵩町長と可児警察署長の間で締結された「御嵩町が行う事務事業から暴力団排除に関する合意書」（平成22年11月22日締結）に基づき、町が発注する建設工事、建設関連業務、森林整備業務及び物品調達等の契約から暴力団を排除する措置をおこなっています。